



# やめよう！ 青空駐車

「自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）」

- ・ 車庫法の11条2項は、自動車が同一の場所に引き続き12時間以上（夜間においては8時間以上）駐車する行為。
- ・ 駐車禁止の標識の有無にかかわらず、公道での長時間の駐車は、基本的に車庫法違反となります。

